

ふるさとと納税で 回本を元気に!

学校でタブレットを使って勉強する時間ができたよ。日本中の応援があったからって、先生が言った。みんな、がんばって勉強してるんだ。もちろん、僕も。ありがとう!

ふるさと納税が、さらに身近になりました。

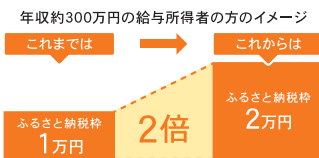
ふるさと納税制度は、自治体にふるさと納税(寄附)を行うと、一定の上限(ふるさと納税枠)まで、ふるさと納税額のうち2,000円を超える部分の全額が個人住民税等から軽減される仕組みです。

改正
ポイント
1

ふるさと納税枠を2倍に拡充

全額[※]が控除されるふるさと納税枠(所得に応じて決まります。)が2倍になります。例えば、枠が1万円だった方は、2万円になります。

※ 2,000円を除く。



改正
ポイント
2

5つの自治体までのふるさと納税は 控除に必要な確定申告が不要に

* 確定申告が不要な給与所得者等が対象です。確定申告を行う方が控除を受けるためには、引き続き確定申告書への記載が必要です。

ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告の不要な給与所得者等は、ふるさと納税の際に一定の手続きをすれば、確定申告なしで控除が受けられることとなります。

ふるさと納税をした方	ふるさと納税の際に、ふるさと納税先団体へ適用を申請
ふるさと納税先団体	納税者の控除に必要な情報を住所地市町村へ連絡
ふるさと納税をした方の住所地自治体	ふるさと納税をした翌年度分の住民税を減額

各自治体で行っている返礼品(特産品)送付については、総務省から、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を要請しています。ふるさと納税枠の算出方法など、具体的な取扱いについては、お住まいの市区町村やふるさと納税先団体にお問い合わせください。

ふるさと納税について、さらに詳しく!

総務省 ふるさと納税

検索

平成27年度の地方税制改正では、(地方)消費税の取扱い、法人税改革(外形標準課税の拡充)などについて、制度改正が行われています。詳しくは、総務省のホームページへ
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czais.html